

淀川区役所職員出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民等の団体の主催する集会等に市職員を講師として派遣する淀川区役所職員出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市民の市政に対する理解や関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 講座は、原則として区内に在住、在勤又は在学する者10人以上の者で構成されたグループ・団体等（以下「学習グループ等」という。）を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、原則として平日の午前10時から午後8時までの2時間以内とする。なお、土曜・日曜・祝日の開催については、各課が別途相談に応ずることとする。日程等については、学習グループ等と協議して定める。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は区内の会館・集会所等とし、会場の確保については学習グループ等が行うものとする。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については、学習グループ等の負担とする。

(申込)

第7条 学習グループ等の申込者は、出前講座を開催しようとする日の2週間前までに「なるほど！よどがわ座 出前講座申込書」を申込み窓口に提出しなければならない。

(申込み窓口)

第8条 申込みの窓口は、原則として、区役所総務課とし、講座の規模・内容や準備事項等については、出前講座を担当する課と調整を行う。

(講師派遣の制限等)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、または開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき
- (3) 出前講座の趣旨に反するおそれのあるとき

(その他)

第10条 この出前講座の愛称は「なるほど！よどがわ座」とするものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は淀川区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。